

○神奈川県警察射撃場管理及び使用規程

(昭和39年 2月27日神奈川県警察本部訓令第3号)

最終改正 平成22年 3月18日神奈川県警察本部訓令第4号

神奈川県警察射撃場管理および使用規程を次のように定める。

神奈川県警察射撃場管理及び使用規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県警察射撃場の管理および使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(射撃場の施設)

第2条 神奈川県警察における射撃場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神奈川県警察射撃場
- (2) 神奈川県港北警察署射撃場、神奈川県幸警察署射撃場、神奈川県小田原警察署射撃場及び神奈川県相模原北警察署射撃場(以下「警察署射撃場」という。)

(使用区分)

第2条の2 神奈川県警察射撃場は、神奈川県警察本部射撃場(以下「警察本部射撃場」という。)及び神奈川県警察学校射撃場(以下「警察学校射撃場」という。)に分けて使用するものとする。

(射撃場管理官)

第3条 射撃場に射撃場管理官を置き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 警察本部射撃場 警務部教養課長
- (2) 警察学校射撃場 警察学校長
- (3) 警察署射撃場 警務部教養課長(本部訓練計画に基づく訓練を行う場合に限る。)

(射撃場管理官の責任)

第4条 射撃場管理官は、射撃場管理の全般について責任を負うものとする。

(射撃場管理官の任務)

第5条 射撃場管理官は、射撃場を常に最良の状態におき、かつ、その施設の不備から危険が生ずることのないようにしなければならない。

2 射撃場管理官は、事故を防止するため、射撃場の見やすい場所に、使用上の注意事項を掲示しておかななければならない。

(管理担任者)

第6条 射撃場管理官は、部下職員の中から射撃場管理担任者(以下「管理担任者」という。)を命じ射撃場の管理の補佐に当たらせることができる。

(管理担任者の任務)

第7条 管理担任者は、射撃場管理官を補佐し、次の各号の維持管理に当たるものとする。

- (1) 射撃場の施設及び備品を、毎月1回以上点検整備すること。
- (2) 標的駆動装置は、1週間に1回以上油手入れを行い、腐食防止に努めること。
- (3) 備品及び標的紙は倉庫に納めかぎをかけて保管すること。
- (4) 射撃場施設の故障又は破損等については射撃場管理官に報告し、指示を受けて整

備すること。

(5) 関係のない部外者をみだりに射撃場内に出入させないこと。

(6) 倉庫のかぎは、管理担任者がこれを保管するものとし、管理担任者が不在のときは、あらかじめ指定された者に保管させること。

(台帳)

第8条 管理担任者は、射撃場施設、備品台帳(第1号様式)を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(指揮官)

第9条 射撃場管理官は、射撃場において射撃訓練を行うときは、実射訓練指揮官(以下「指揮官」という。)を派遣しなければならない。

2 指揮官は、警部補以上の職にあるものをもってこれに当てるものとする。ただし実状により巡查部長をもってあてることができる。

(指導員)

第10条 射撃場管理官は、射撃訓練の徹底と安全を確保するためけん銃指導員(以下「指導員」という。)を派遣し指揮官の補佐に当たらせることができる。

(指揮官及び指導員の任務)

第11条 指揮官は、射撃場における訓練の指揮に当たっては、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第14条のけん銃の安全規則を厳守させるほか次の各号を守らなければならない。

(1) 訓練の開始前に、あらかじめ射撃場施設及び訓練用具の点検を行い、その完否を確かめた後訓練を実施すること。

(2) 訓練の開始から終了までの間見やすい場所に赤旗(縦60センチメートル、横1メートル)を掲揚し、訓練中であることを表示すること。ただし、警察署に設置されている射撃場にあつては、この限りでない。

(3) 訓練の責任者として、常に適切な指揮を行い、訓練中不慮の事故が生じないように細心の注意を払うこと。

2 指導員は、指揮官を補佐して訓練の指導に当たるものとする。

(注意事項)

第12条 射撃訓練を受ける者は、すべて指揮官の指揮命令に従い、次の各号を厳守しなければならない。

(1) けん銃は、指揮官又は指導員の命令によるほか、絶対にけん銃入れから取り出さないこと。

(2) 空撃ち訓練は、指定された場所以外では絶対に行わないこと。

(3) 射撃線の内側に人がいるときは、絶対にその方向にけん銃を向けないこと。

(4) けん銃の手入れは、必ず指定された場所で行うこと。

(訓練の終了報告)

第13条 指揮官は、訓練が終了したときは射撃場使用簿(第2号様式)に所定の事項を記入し、管理担任者を経て射撃場管理官に提出しなければならない。

(事故の報告)

第14条 指揮官は、射撃場使用中事故が発生したときは、その大小にかかわらず速やかに

射撃場管理官に報告しなければならない。

第15条 管理官は、前条の報告を受けたときは速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(外部機関の使用)

第16条 射撃場管理官は、他のけん銃公認所持者機関の長から射撃場の使用について申請があつたときは、この規程を厳守することを条件とし、かつ、警察官の訓練に支障がないと認めたときに限り、射撃場使用申請書(第3号様式)を提出させて許可することができる。

2 射撃場管理官は、前項の許可を与えたときは、係員を派遣し、使用上の監督に当たらせなければならない。

附 則 (略)

様 式 (略)